# 

大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の手続時には、計画施設における配慮事項への具体的な対応について下表の右欄に記入し、届出書類と併せて提出してください。

なお、ガイドラインで示した配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた安全性を確保するための措置を対応欄に記載願います。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | | 配慮事項 | 対応欄 |
| (1)駐車場出入口 | | | |
| ① | 駐車場出入口の間口の長さは原則６ｍ以下とし、出庫車線は原則１車線とすること。 | |  |
| ② | 駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。 | |  |
| ③ | 入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から６ｍ以上の距離を確保すること。 | |  |
| ④ | 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。 | |  |
| ⑤ | 駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。 | |  |
| ⑥ | 駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。 | |  |
| (2)車路 | | | |
| ① | 路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。 | |  |
| ② | 駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。 | |  |
| ③ | 徐行を徹底するため路面標示やハンプの設置等を行うよう努めること。 | |  |
| ④ | 建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。 | |  |
| ⑤ | 主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。 | |  |
| ⑥ | 駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。 | |  |
| 分類 | | 配慮事項 | 対応欄 |
| (3)駐車マス | | | |
| ① | 必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅2.5ｍ以上、奥行5.0ｍ以上とすること。 | |  |
| ② | 障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。 | |  |
| ③ | 障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。 | |  |
| ④ | 複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。 | |  |
| ⑤ | 大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。 | |  |
| ⑥ | 来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。 | |  |
| (4)歩行者用通路 | | | |
| ① | 駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員１ｍ以上の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。 | |  |
| ② | 島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。 | |  |
| ③ | 自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員２ｍ以上とすること。 | |  |
| ④ | 障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。 | |  |
| ⑤ | 建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。 | |  |
| 分類 | | 配慮事項 | 対応欄 |
| (5)その他 | | | |
| ① | | 歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。 |  |
| ② | | 営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。 |  |
| ③ | | 駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。 |  |
| ④ | | 駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、切な位置に設けるよう努めること。 |  |
| ⑤ | | 駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確保すること。 |  |
| ⑥ | | 夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。 |  |
| ⑦ | | 駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。 |  |
| ⑧ | | グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを配置するよう努めること。 |  |
| ⑨ | | 計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を講じるよう努めること。 |  |
| ⑩ | | 道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。 |  |